

HIMALAYA

ヒマラヤ

No. 371



2002 OCTOBER



日本ヒマラヤ協会
THE HIMALAYAN ASSOCIATION OF JAPAN — HAJ

2003年H A J サマー・キャンプ隊員募集

カラコルム スパンティーク(7,027m)

パキスタンの登山は、スカルドへのフライトや、ポータートラブルなど、短期間登山にとっては、幾つかの問題がありますが、情報の収集や強力なスタッフ配置、隊員の積極的な参加によって対処して成功に結びつきたいと思います。

記

1. 期間：2003年7月18日(金)～8月25日(月)
2. 募集人員：10名程度
3. 負担金：75万円
4. 資格：冬山の尾根を20kg程度の荷物を持って行動できる人。
5. 申込〆切：11月30日(定員になり次第〆切)
6. その他：H A Jの登山隊は「ガイド公募登山」ではありません。準備活動に参加、合宿参加の義務があります。高所ポーターは使用しない。

チベット カンペンチン(7,281m)

シシャパンマの北麓の大地を進むと屏風のように白い山脈が連なっています。その主峰がカンペンチンと呼ばれる山です。まるでヒマラヤ山脈を守るかのように立派な牙のように鋭峰(北峰)を持った山です。1982年と1998年に日本隊によって登頂されていますが、ルートはその東面を予定しています。

記

1. 期間：2003年7月20日～8月25日(37日間)
2. 募集人員：10名程度
3. 負担金：85万円
4. 資格：冬山の尾根を20kg程度の荷物を持って行動できる人。
5. 〆切り：定員になり次第
6. その他：H A Jの登山隊は「ガイド公募登山」ではありません。準備活動に参加、合宿参加の義務があります。また、高所ポーターを使用しない隊員による自力登山です。

表紙写真

現在、最も登山者を迎えている7千m峰ムスターグ・アタ(7546m)も東面に回り込むと山容ががらりと変わる。右が主峰で2年前にこの東稜はアメリカ隊によって登られた。そのすぐ南にある7,028m峰は、西面からの初登頂だけの記録しかなく、東壁は手つかずである。(中川 裕)

ヒマラヤ No.371

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1. 新連載 ロー・マントンの空、遥かなり(5) | 高橋 照 |
| 6. ネパール王国登山規則 | |
| 13. 北京大学登山隊、ポーロン・リ(7,292m)で雪崩遭難 | |
| 14. パドマナブー慈悲深き神ー | H・カップディア |
| 22. ヒマラヤ・ニュース〈地域ニュース・ヒマラヤから・トピックス〉 | |
| 24. 寸感・事務局日誌 | |

ロー・マンタンの空、遥かなり(5)

カリガンダキ左岸の地図の空白部に行く

高橋 照

ネパール族

普通朝の出発時は、隊が動き出さないとポーター達はお御興をあげないものだが、今回雇ったポーター達はシェルパ・ポーターが主導権をにぎっていたので、全員朝の6時には出発していた。彼等は1日2食主義なので、出発してから2、3時間後に良い水場を見つけて朝食に入るのが通例である。今回のポーター達は、2人のナイケもシェルパであったし、ポーターの半数近くがシェルパなので、ボカラ・ポーターもやむなくシェルパ達に同調したようだ。いずれにしても、遠征隊で一番わずらわしいことを、コックのニマと2人のシェルパのナイケがやって呉れたことは、私達には大いに役立った訳だ。その後、全行程を通じて、ポーターのストライキや賃上げ要求は全くなかった。

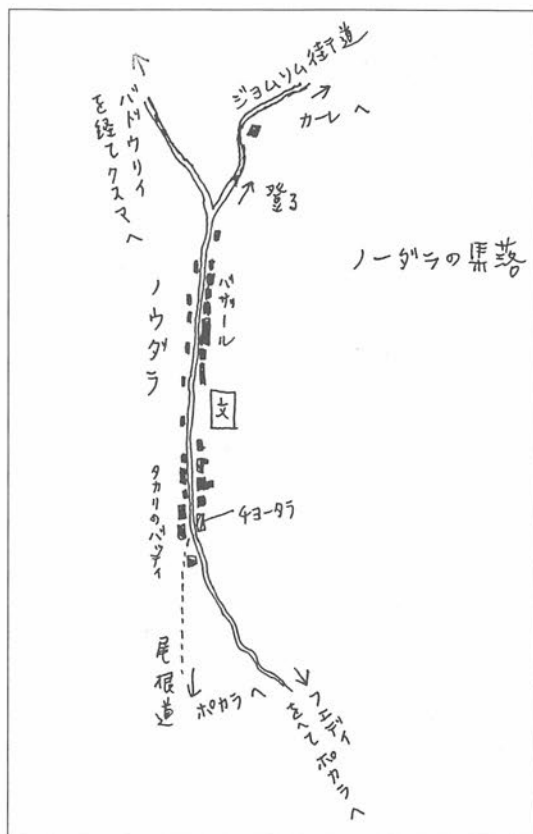
スイケットを7時に出発してノウダラの登り口のフェディに小1時間であつた。ジープのわだちが河原のいたるところにおったが、ボカラ発の始発ジープは未だこなかった。

フェディでは入口にある顔なじみのヒラチャンのバッチィに寄る。驚いたことには、ヒラチャンのバッチィは、2階建の新築のホテルに変わっていた。旦那に聞くともう建ててから1年以上になるそう。ヒラチャンは、大部儲けたのか、それとも、最近どんどんヨーロッパ人のトレッカーが入ってくるので、今迄の営業のやり方では売り上げをのぼすことが出来なくなったのかのどちらかだろうが、私はこの先に新しく建てられたホテル名称のバッチィを見ると、その両方だと考える。30分程休んで、ヒラチャンと話し込んだが、前からいる犬とオームだけは変わっていなかった。

フェディから石畳道を3、40分登ったところにチョーダラがあり、その下に綺麗な水が流れてい

た。そして、その附近には、あちらこちらから焚火の紫煙がゆっくりと上がっていた。私達より1時間程早くキャンプを出発した、ポーター達の朝餉である。

朝の10時前にはノウダラのヒラチャンのマチャブチャリ・ロッジに着いた。附近に遊んでいる子供やバッチィのおやじが「タカシ! タカシ!」とって私の名を憶えていたらしい。タカシとはネパール語ではhaのhを普通発音しないので、タカハシがタカシになるのだ。まず驚いたことは、英語の看板の出ているホテル・スタイルのバッチィがたくさんできたことだ。英語で書いたメニュー



▼ノウダラの集落



も、一応町のレストランなみである。マチャプチャリ・ロッジのヒラチャンが、娘が今度新しく建てたこの先にあるロッジでレストランをやっているから寄って呉れないか、というので行くと、そこには既に登攀隊長の佐久間がビールを飲んでいた。私はフェディからノウダラまでの登りを休まずに一気に上って来たので、喉の乾きをおぼえていた。ネパール製のサンダーのレムーを立てつづけに2本も飲んでしまった。ヒラチャンのチョリー（娘）が何か食べるかといってメニューを出したが私は今はもう沢山だといって、彼女にこの住民について質問した。このノウダラは9つの（Nau）尾根（Danda）といって、平らな尾根の両側に家屋が立ち並び、なかなか活気のあるところである。住民は主にバウン、チュットリー、グルンなどで、タカリはそれ程いない。その外雑貨や呉服、食料などを売っているネワールも多く住んでいる。ネワール族はカトマンドゥ盆地周辺に主に住んでいる種族だが、出稼ぎに出て他国のその土地に進出している者も数多い。8、9世紀に栄えたリッチャビー王朝の後を継いで、ネワール族はマッラ王朝（ネワール王朝）を築き、現在のゴルカ王朝のシャハー一族に滅ぼされるまでは、ネワール文化というネパール最大の文化を築き上げた民族である。

私はかつて、私の執筆した文中（「ネパール曼陀羅」の中の『ネパールの言語について』）に、ネワール族は北方系のチベット・ビルマ語系の民族であると書いたことがある。そして、ことによったら北方系でなく南インドのマドラスから来た民族であるのかも知れない。その訳はちぢれっ毛で

色の真黒い人間が沢山いる、とも書いた。しかしこれを証明する情報は未だつかんでいないと最後に記したことを思い出す。

ところが最近手に入れた情報で、しかもネパールに定着している一つの事実を知ることが出来た。それは次のようなことである。

南インドのタミル語圏の、タミル、マドラス、ケララ地方、そしてアンドラ州の一部に住んでいたナイヤール（Naiyar）というブラフマンのジャート（カースト）のファミリーとチベット・ビルマ語群の北方系の民族であるキランティ（ライ、リンブー）との混血がネワール（Newar）であるという説をネパールの知識階級の何人もの人から聞いた。ナイヤール（Naiyar）のNaiはネパール語ではNeとも発音するので、ネヤール（Neyar）がネワール（Newar）に変化したのかも知れない。

いづれにしても、タミール語はサンスクリットの直系だし、ネワール語もサンスクリットのそれ、あるいはサンスクリットそのものに近い言葉である。ネワール族は、現在でこそネワール語をデーヴ・ナガリー文字を、サンスクリット語同様に表記文字として使用しているが、極最近まではパーリー（Pali）文字を使っていた。

ネワール、即ち南インドのナイヤールと、キランティ（ライ、リンブー）などとの混血が始まり、ネワール族として呼ばれるようになった。時期は、800年頃だといわれているので今より、1200年から1300年ぐらい前ということになる。ネワールが国家を建設し、最初になった王はアーリー・マッラ（Arl Malla）である。カトマンドゥでのネワールの正月（太陽暦〈西暦〉の10月～11月、ティハールの翌日）は、ビントゥナ（Bhintuna）といって西暦805年のビクラム暦のカルティック（Kartik）の月に始まった。

又、話のついでだが、ネパール語特にモダン・ネパーリーについて蛇足だが説明しよう。

一般にはネパール語はゴルカリーともいわれ、ゴルカ王朝の昔の有名な詩人バヌーバクタ（Bhanubhakta）が当時のゴルカ地方の話し言葉と書き言葉のサンスクリットを合わせて作った言葉といわれているが、これはいわゆるゴルカリー（Gorkhali）といわれている言葉で、現在では王家

やロイヤル・ファミリーなどが使っている日本という文語体であって、一般には余り使われていない。

現在使われているネパール語 (Nepali) は、
サンスクリット語 (Sanskrit)

ガルワル語 (Garwali)

クマオン語 (Kumayon or Kumaon)

ドゥティ語 (ドゥティ・ヤラ Dotiyala)

などがミックスされて出来たもので、その年代はつまびらかではないが、恐らくゴルカ王朝がその版図を西はガルワル、カシミールまで、東はシッキム、ブータンまで拡張していた18世紀頃に出来た言葉と思われる。当時のゴルカ王朝の公用語はサンスクリットであった。

ノウダラの村外れで道は二つに分かれている。左へ行けばバドゥリーを経由してクスマに続いている。右の道がこれから私達の辿る「旧塩の道」ジョムソム街道である。ネパールでは4月、5月が季節からいうとガルミーの季節である。日本語に当てはめると暑中ということになる。ずーっと尾根道を辿るので、木陰がなかなか見つからない。水場を見つけては汗をふき、ガブガブ水を飲んだ。又、バッティを見つけるとすぐ飛び込み、レムーを飲んだ。そんなことをしながら登って行くと、いつの間にかカーレの集落に入った。

集落の真中あたりのバッティで、ケサン・ナムギャル氏と金子さんがビールを飲んでいる。昼食には一寸早いと思い通り過ぎようとする、

「この横町を4、5分行ったところがキャンプ場ですよ」というので、

「まだ昼頃なのにもう宿営ですか。今日はチャンドラコットカピレタンテイだと思っていましたよ。カーレに天幕を張るところなぞあるんですかねー」

「いや、私達は判りませんが、シェルバ達がこのすぐ先に天幕を張ると言っていましたので、時間つぶしにこうやってケサンさんと一杯飲んでいるところなんです。もう本日は歩くところがありませんから一杯どうですか」と金子さんが言うので、一杯だけ戴きますと言って茶店に腰を下ろした。私の知っているグルンのお内義のやっている小さなバッティが斜め前にあった。

このグルンの多いカーレの汚いバッティも、最

近ではホテルやレストラン形式のバッティに改造した家が増えている。ペンキで書いた英語の看板も目ざわりである。しかし、初めてトレッキングに来たヨーロッパ人には、便利な存在かもしれない。

バッティの細い横道を少し行くと、水道の貯水槽があり、その先に二段になった広い台地があった。本来は段々畑なのだろうが、この二段の台地には各所に天幕を張った跡が残っており、整理して天幕を張れば、有に30張り以上張れそうだ。畑に使っていないところを見ると、トレッカーのために天幕場として有料で貸しているのだろう。私はカーレにこんな広いキャンプ場があることは、この街道を10回以上も通っているのに全く気がつかなかった。もっとも今迄私は、この街道を天幕を持って来たことは一度もなく、何時の時でもバッティ泊まりだったからである。私達の天幕もいくつか張られ、炊事場や荷物にはシートがかぶせられてあった。そして、私が露营地についてシェルバの差し出すミルク・ティーを飲んでみると、急に雷鳴が轟き、定期便の夕立がやって来た。今日は昨日より1時間以上も早い。雨は30分程であがり、たちまち暑い太陽が照り始めた。露营地は広い場所なので力の余った隊員達は相撲をとったり、逆立ちなどをしてしていると、リエゾンのビーム・バードルがトンボ返りや逆立ちの芸を披露に及んだ。警察の体操の教官なのだから朝飯前のことである。



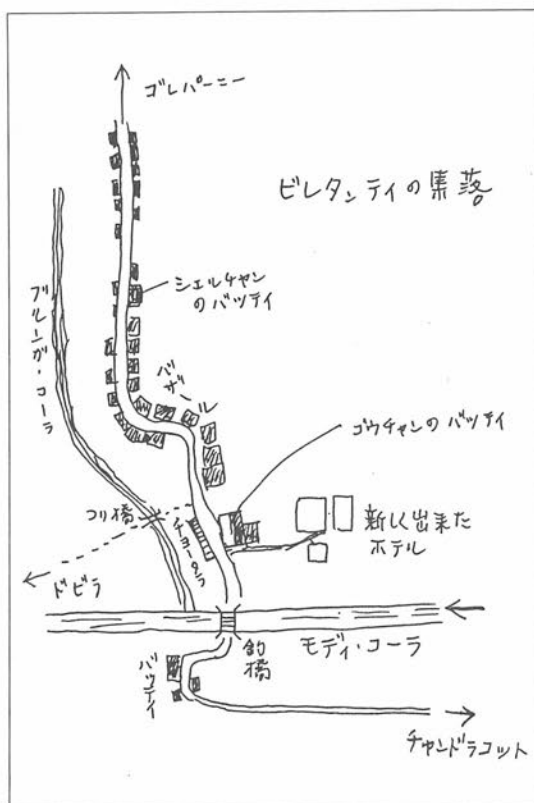
▼ビレタンティの集落



ビーム・バードルのご機嫌の良かったのはこの辺までのことで、この翌日からは、前に書いたように段々と深刻な容貌になって来て、菊地君に苦情を並べ始めたのである。彼は真面目で小心な男だけに、すぐ感情を顔に出してしまうので、それからは顔色を見ただけで私達にはすぐ察知出来るようになって来た。

翌日もポーター達は朝の6時には、晴れ渡った朝日を背にいっぱい受けて出発していった。私達も7時には出発し始めた。ルムレー・ジャルジャラのグルンのパッティに寄って行こうと、カーレの峠道を下り、政府の実験農場のそばを通過して進んだ。ルムレー・ジャルジャラには見覚えのある大きな樹がない。不思議に思ってたあたりを見廻すと、私の寄ろうとしたグルンの薬小屋のパッティも、その横の小さなパッティもない。そして、その代わり石造りの大きなホテルと名をうったパッティが新しく建てられていた。この街道も、5年間のブランクで随分変わったものである。下の水場だけが、まだ昔のまま残っていた。15分程でルムレーである。この集落はこの辺で一番大きい村であるが、2軒ほど英語の看板のあるパッティが出来ただけで、余り変化はない。おそらく、この村人のほとんどが農民であるためだろう。マッカイ（とうもろこし）が畑一面に植えられ、中には小さな実をつけたものもあった。バドゥリーに連なる緑の稜線が、紺青の空に連なっていた。

ルムレーの谷に面した斜面に、上流よりうまく灌漑用水を引けば、ここの高度では充分水稻を栽培出来るはずである。その証拠に上部の政府の実



験農場には水稻も小麦も植えられている。マッカイだけ栽培しているのは、この辺に住む農民のほとんどがグルンだからであろうか？

平らな道を30分ほど行くと、そこはチャンドラコットである。この尾根の末端に数軒のパッティが集まっている。尾根の末端にあるチョータラには、私達のポーターや、ヨーロッパ人のトレッカーが数人休んでいた。私はこのチョータラにある水道で顔を洗い、頭も洗った。アンナプルナ方面より水を引いている水道なので氷のように冷たい。今日は生僧とアンナプルナの南峰は厚い雲におおわれて見る事が出来なかった。ここからもアンナプルナ内院に通じる道がある。

チョータラよりは例によって500メートル下のモディ・コーラまで急な道を下ることになる。ところが私の気のせいかも知れないが、ここを通る度に、傾斜がゆるくなって来たように感じる。よくよく考えて見ると、来る度に道が整備されているということである。モディ・コーラの河岸まで降りるのに、5年前迄は途中に1軒だけパッティがあったのに、現在では数軒の新しいパッティが出来て、店先にビールやコーラやジュースを水に

漬けて並べている。25パイサ（5円）のミルク・ティーだけしかなかった昔のことを考えると感慨深いものがある。モディ・コーラの瀬音が、聞こえるじぶん、キショールとタシが私を追い抜いて行き、

「バーバ・ボスノース・ハイ（バーバ休んでいらっしやいよ）」といいながら下っていった。私は、「この先のビレタンテイの橋を渡った最初のタカリのパッティが友人だから、そこで昼食にしたら」と後ろからあびせかけるように怒鳴った。私は半分こわれ掛かったチョータラで、チャンドラコットより初めて腰を下ろして休息をとった。下り放しだったので、もう膝がガクガクである。モディ・コーラまで下り、ビレタンテイの集落が見下ろせるところから村を見下ろすと、もう二人はゴウチャンのパッティの前で、腰掛けに座っているのが見えた。菊地君もTBSのスタッフも休んでいるようだった。それから10分程でモディ・コーラの橋を渡り、タカリのチャンドラ・ゴウチャンのパッティに着き、ゴウチャンと久闊の握手を交わした。

▼隊員の憩い（左から三笠、土谷、寺田）



モディ・コーラの激しい瀬音と合唱するかのよう
に、蟬がせわしように鳴いていた。

2003年H A J 登山隊隊員募集

八千メートル峰 シシャパンマに新ルートを探めて

ヒマラヤの八千メートル峰に新ルートを開拓する余地はないか。このテーマ（夢）を追いかけて過去岳人達は様々な努力をしてきた。

現在シシャパンマ峰は、主峰の標高を8,027mとした場合、中央峰の標高が8,008mとなる。このため中国隊が初登頂した北面から中央峰北東稜を登りそのまま中央峰に登頂しているケースがほとんどとなっている。初登頂した中国隊は中央峰北東稜から大雪面をトラバースして主峰に登頂している。日本隊では81年女子隊、88年H A J隊、99年群馬隊は、この大トラバースを行い主峰に登頂した。他隊は何故トラバースして主峰に登頂しないのか。それは「雪崩」の危険を避けるためだろうと推測される。しかし、中央峰を登った岳人たちもそこが「8,000m」の標高を与えられてい

るからなのだが、ヒマラヤの標高は不動ではない。今後中央峰の標高が8,000mを切ることも考えられる。

シシャパンマ主峰に新ルートは考えられないのか。常々疑問に思っていた。技術的に困難な南西壁では通常ルートにはなり得ない。可能ならば通常ルートとなり得るようなレベルの新ルートをトライしたいと考えている。意欲ある岳人の参加を期待する。

記

1. 時期 2003年9月10日～11月8日（60日間）
2. 募集人員 10名程度
3. 負担金 100万円
4. 申し込み、問い合わせ H A J事務局

ネパール王国登山規則2059(2002 A 1)

(翻訳：中川 裕)

王国政府は観光法2053第56条に則って以下の規則を制定する。

第1条 略称および発効

第1項 この規則は登山規則2059

B.S (2002 A.D.) と称する。

第2項 この規則は直ちに発効する。

第2条 定義：

(a)「法」は観光法 2035

B.S (1978 A.D.) を指す。

(b)「許可」はこの規則に基づき登山隊に与えられた登山許可を指す。

(c)「省」は文化観光省を指す。

第3条 登山許可の取得：

第1項 登山を行おうとする隊は様式-1に従い、文化観光省に許可申請を行わなければならない。

第2項 文化観光省は第3条1項にしたがって提出された許可申請を審査の後、適当と認められた申請者が、第4項に従って登山料を支払った後に様式-2の登山許可証を発給する。
尚16歳以下の者には登山許可証は発給しない。

第3項 第2項に反しない者で、エベレストは5%、他の山の場合には10%の登山料を支払った申請者に様式-3の仮登山許可証が発給される。

第4項 文化観光省は第2項に従い、第3項の通りに仮登山許可証を得た登山隊が、第4条に従い残りの登山料が支払った場合に登山許可証を発給する。

文化観光省は既に登山許可を発給した登山隊が、7,000メートル未満峰で第32条第1項(a)と(b)に抵触しない場合に限り、申請の後、10日以内に変更を認める。

第5項 第2項、第4項に従い登山許可証を発給された登山隊は、登山に出発する前に文化観光省で説明会(ブリーフィング)を持つ。

第4条 登山期間と登山料：

第1項 登山料は様式-4に定める通り。

第2項 仮登山許可証を取得してから1年以内に残りの登山料を支払わなければならない。

第3項 いかなる登山隊も第2項に定める期限までに残りの登山料が支払わなければ許可は取り消される。

第5条 登山の延期と山の変更：

第1項 登山を開始する前に、登山隊が登山の延期または山の変更を望む場合には、その申請を文化観光省に提出しなければならない。

第2項 登山隊が第1項に従い登山の延期を望む場合、2年間までの登山の延期を認める。

第3項 登山料を支払った後で、目標山岳を変更して登山料に不足が生じた場合には、その不足金が支払われた後で登山許可が与えられる。

先に支払った山の登山料の方が高かった場合には、超過した料金は返還されない。

第6条 登山隊遵守事項：

登山許可を得た登山隊は以下の事項を遵守しなければならない。

(a) 登山隊の行動は許可を与えられた山に限られる。

(b) 登山隊は地域住民の慣習、宗教、社会、文化に反するいかなる行為も行ってはならない。

(c) 登山隊はベースキャンプまでのキャンプ地を、可能な限り地域住民が認める場所か、政府の指定する場所に設営しなければならない。

(d) 登山隊は政府が許可した以外の武器、弾薬、爆発物を携行してはならない。

(e) 登山隊は王国政府の評判を損ねたり治安を害する行為をしてはならない。

(f) 登山隊は目的の為に許可された以外の通信手段を用いてはならない。

- (g) 登山隊は登山ルートやその周辺の樹木や植物、歴史的財産などの環境を傷つけたり破壊してはならない。
- (h) 登山隊は珍奇物や歴史的遺物を発見した時は連絡官に連絡しなければならない。
- (i) 登山隊は王国政府が定めた事柄を冒瀆してはならない。
- (j) 登山隊は登山の状況と予定を毎日報告しなければならない。
- (k) 国境上の山の許可を得た登山隊は、国境を侵してはならない。

第7条 通信手段の輸入許可：

王国政府は2台の衛星電話と12台のトランシーバーの輸入許可を与える事が出来る。2台の無線機はベースキャンプとカトマンズ、及び最寄の警察署もしくは通信手段をもった警察官との通信が可能な能力があるものである。これらは登山終了後に全て母国に持ち帰らなければならない。

第8条 連絡官の任命基準

ネパール政府は官報に公示された第3階級の役人、もしくは同級の陸軍、警察官、公示されていない第1級かそれ以上の役人、あるいは役所で1年以上雇用された下記の基準を満たす者の中から連絡官を任命する。

- (a) 登山について基礎的な訓練を受けたもの。
- (b) 英語を必須とする学士もしくは同等の教育を受けたもの。
- (c) 登録された医者から山岳地帯に行っても良いという証明書を持っているもの。
- (d) 登山隊との連絡に必要な言葉の知識を有するもの。

第9条 職務、連絡官の義務と権利：

連絡官の義務と権利は以下の通りである。

- (a) 登山隊に生じる問題の解決に努力しなければならない。
- (b) 登山隊の荷物を運ぶ労働者の荷物の重量を監察する。
- (c) 登山期間中はベースキャンプに滞在する。
- (d) 登山の進行状況を連絡し、事故が起こったときには最速の方法で文化観光省に連絡する。

- (e) サード・登山ガイド他のスタッフの間に衝突や論争が起きないように規律を守る。
- (f) 論争や望ましくない事件が登山隊員や地域住民、サード、登山ガイド他のスタッフに発生して連絡官の手におえないと判断された時には、最も近い警察署や役所から問題解決の為に助力を受けるよう努力する。
- (g) 環境保護やゴミ処理の為に必要な荷物の運搬、手続きを行なう。
- (h) 未許可の山への登山を禁止し、そのような出来事を速やかに文化観光省に報告する。
- (i) 登山隊員の死亡・行方不明、サード、登山ガイド他のスタッフの犯罪、トランシーバー他装備の紛失等の場合には速やかに文化観光省に報告する。
- (j) 登山隊員とネパール人スタッフとの通訳をする。
- (k) キャンプをする場所について登山隊に助言する。
- (l) 登山隊長の確認が済んだと、登山隊に係るスタッフのリストを送る。
- (m) 登山隊に見つけられた珍奇物や歴史的財産を受け取り、文化観光省の指示する場所まで運搬しなくてはならない。
- (n) 文化観光省が指示した職務を果たす。

第10条 連絡官の支給装備：

登山隊は様式-5に記載された装備を連絡官に支給しなければならない。

第11条 支給装備の返還：

文化観光省は連絡官が登山隊と行動を共にしなかった場合には支給装備を登山隊に返還させる。

第12条 連絡官の支障となる行為はしないこと：

登山隊及びエージェントは登山隊に同行する連絡官の職務の妨げになるような行為はしないこと。

第13条 サード（Headman）の役割と義務：

サードの役割と義務は以下の通りである。

- (a) 連絡官と協力すること
- (b) 山岳ガイドと高所ポーター、BCスタッフ、現地スタッフ全体に配慮すること。
- (c) スタッフの不注意などによる器具の破損、紛失を防ぐこと。

- (d) 安全かつ落ち着いて登山ができるよう、メンバーに必要なアドバイスを与えること。
- (e) 適切な時間にキャンプ地とテントを用意すること。
- (f) 連絡官、登山ガイド、高所ポーターほかのスタッフに問題が生じた場合に、彼等を援助もしくは救助すること。
- (g) 環境保護やごみ処理のために、この規則や文化観光省の定めたことを実行するために、必要な輸送をおこなう。
- (h) 文化観光省や連絡官の指導する職務を果たすこと。

第14条 サーダー（Headman）基準と資格の明示：

政府がサーダーの資格と基準を定める場合には王国政府官報に公示する。

第15条 登山ガイドの役割と義務

登山ガイドの役割と義務は次のようである。

- (a) サーダーと協力して働くこと。
- (b) スタッフの不注意などによる器具の破損、紛失を防ぐこと。
- (c) 許可されたルートだけに登山隊を案内すること。
- (d) ルートを変更する必要がある場合には、連絡官と連絡をとり、連絡官の指示に従うこと。
- (e) 安全かつ落ちついて登山ができるように、サーダーに必要なアドバイスを与えること。
- (f) 連絡官、登山隊隊員、サーダー、高所ポーター、BC要員、ローカル・ポーターが危機に瀕した場合にはこれを助け、救助する。
- (g) BC以上で使用した物品、日常用品も含めて全て持ち帰る。
- (h) 文化観光省、連絡官、サーダーの指示に従うこと。

第16条 サーダー、登山ガイド、高所要員、BC要員、ローカル・ポーターの支給品：

登山隊からサーダー、登山ガイド、高所要員、BC要員、ローカル・ポーターへの支給品に様式-6の通り。

第17条 遺書の提出：

連絡官、サーダー、登山ガイド、高所要員、B

C要員は様式-7に従い、遺書を3通用意し、登山隊の出発前にエージェントもしくは所属事務所、登山協会、文化観光省に1通ずつ提出すること。

第18条 契約書：

登山隊もしくは登山隊のアレンジを行う機関は、サーダー、登山ガイド、高所要員及びBC要員を雇用する前に様式-8に従い契約書を交わすこと。

第19条 個人に対する保険と補償額：

第1項 登山隊は以下に定める金額以上の補償額の生命保険にサーダー、登山ガイド、高所要員、BC要員をネパール政府が認める保険会社の保険に加入させなければならない。

- (a) 連絡官60万ルピー
- (b) サーダー・登山ガイド50万ルピー
- (c) 高所ポーター40万ルピー
- (d) BC要員31万5千ルピー

第2項 登山隊は第1項に従い、補償額21万5千ドル以上の保険に、ローカル・ポーターを保険を加入させなければならない。

第3項 登山隊またはエージェントは25条第2観光法、3項および本条第2、3項により支払われた保険金または補償金を間違いなく相続人に手渡すこと。

第4項 登山隊もしくは保険会社は、第1項および第2項、または第25条の第2項と第3項の受取人が未成年の場合には、保険金を文化観光省に預けなければならない。文化観光省は受取人が成人するまでの間、受取人の養育費に当てる。

第5項 登山隊は小さな怪我や事故にも対応できるように、サーダー、登山ガイド、高所要員、BC要員を王国政府が認める保険会社の医療保険に加入させなければならない。

第20条 保険は緊急救助：

登山隊は第29条に定める事態のために王国政府が認める保険会社で文化観光省が指示する額の保険に加入しなければならない。

第21条 登頂の機会を与えよ：

登山隊は最終キャンプに到達した、サーダー、登山ガイド高所要員に登頂の機会を与えなくて

はならない。

第22条 荷物の重量：

第1項 登山隊はローカル・ポーターに30kg以上の荷物を背負わせてはならない。

第2項 登山隊は次に述べる高度で、規定する以上の重さの荷物を高所ポーターに背負わせてはならない。

- | | |
|--------------------|------|
| (a) 5,000mから6,000m | 20kg |
| (b) 6,001mから7,000m | 17kg |
| (c) 7,001mから8,000m | 14kg |
| (d) 8,000m以上 | 12kg |

第3項 連絡官と登山隊長の了解が得られれば、第1項、第2項には、あと5kgの超過が認められる。

第23条 登山隊長の義務と責任：登山隊の隊長の義務と責任は以下の通りである：

- (a) 連絡官、サード、登山ガイド、高所要員、BC要員、ローカル・ポーターに宿泊場所と食料を提供する。
- (b) この規則に基づく全ての支払金や賠償金を支払う。
- (c) この規則に基づきキャラバンルートや登山ルート上のごみ処理を行う。
- (d) この規則に明示された、文化観光省、連絡官、登山隊の運送と搬出。

第24条 登山に関する情報の広報：

登山隊は登山に関する情報を、連絡官をつうじて文化観光省に連絡しなければならない。

第25条 物品販売の制限：

登山隊はこの規則や他の法律により免税措置で輸入した物品を、王国政府の許可なく輸送、販売をしてはならない。

第26条 供託金：

第1項 登山隊は第3条 第5項のブリーフィングの前に様式-9にしたがってゴミ処理のための供託金を支払わなければならない。

第2項 第1項に従い支払われた供託金は、この規則に従いゴミ処理が行われたことが証明されたときに返却される。

第27条 ゴミ処理区分：

第1項 登山隊は以下のとおりにゴミを区分しなければならない。

(a) 可燃ゴミ

(b) リサイクルゴミ

(c) 再輸出ゴミ

第2項 第1項で言うゴミの材質を様式-10に記述する。

第3項 登山隊は第1項の(a)で規定されているゴミを、公共の場所に著しく悪影響を及ぼすことのないやり方で、関係者の立会いのもとに、壊して消滅せしめるか、穴を掘って埋め土をかけておかねばならない。すなわち、団体あるいは個人がゴミの管理を王国政府から命じられている特定の地域では、登山隊は当該団体あるいは個人の立会いのもとでゴミは処分せねばならない。団体あるいは個人が命令を受けていない地域では、連絡官あるいは地方自治体の代表者の立会いのもとで処分せねばならない。連絡官も地方の代表者もない場合は、サードの立会いのもとで処分されねばならない。

第4項 登山隊は第1項(b)に分類されたゴミをカトマンズまで持ち帰り、ネパール政府が定める部署に引き渡すこと。

第5項 登山隊は第1項(c)に分類されたゴミを母国まで持ち帰ること。

第28条 登山期間

第1項 登山隊はカトマンズを出発してから下記の期間でBCに戻り登山を終了すること。

- (a) 8,000m以上峰 75日
- (b) 8,000m～7,000m峰 60日
- (c) 7,000m未満峰 45日

第2項 第1項に関してクーンブ地域、アンナプルナ山群、マナスル山群以外の地域に関しては、登山隊からの要請で15日間登山期間を延長できる。

第29条 連絡官の命令：

連絡官は観光法と登山規則他に則り必要な命令を下す。登山隊の隊員、サード他の要員はこれに従わなくてはならない。

第30条 報告の提出：

連絡官は15日ごとに様式-11に従い登山の報告を文化観光省に提出しなければならない。

第31条 登山に関する、報告、本、写真などの提

出：

第1項 帰国する前に、登山隊長は登山報告（デブリフィング）で登山に関する報告を文化観光省に提出しなければならない。

第2項 登山隊長は登山終了から5ヶ月以内に、写真とルート図付の詳細な報告を英語もしくはネパール語で提出しなければならない。

第3項 第2項のレポートを提出するときには、BC他のキャンプから隊員が撮影した登山に関する写真のコピーを同封すること。

第4項 全ての登山隊は、登山に関係する本や小冊子を出版したときには2冊を文化観光省に提出しなければならない。

第5項 登山隊が登山に関する記録映画を作製した場合にはコピーを1部、文化観光省に提出すること。

第32条 登山料の免除：

第1項 登山規則にかかわらず、閑暇期（low pressure period）には、王国政府は官報に公示して登山料を一部もしくは全額免除することができる。

(a) 閑暇期の山

(b) 経済的、社会的に開発が遅れている地域の山

(c) 登頂が容易で、数多く登頂されている山。

注意：閑暇期とは7月15日から8月15日、12月1日から2月15日の期間を指す。

第2項 ネパール人の登山隊と、ネパール人と他国との合同隊は、王国政府官報に公示されるとおり、この規則の定める登山料を全額または部分的に免除される。

第33条 証明書の発給：

文化観光省は様式-13に従い登山隊と隊員に登頂証明書を発給する。

第34条 懲罰権：

観光法38条7項に基づき、文化観光省の事務官に処罰する権利を与える。

第35条 英語の使用：

この規則では英語を使用する。

第36条 改変と変更：

王国政府はこの規則で定めた様式を王国政府官報に公示することで、必要に応じて改変、変更

することができる。

第37条 廃止と除外：

第1項 登山規則2036B.S（1979A.D）を廃止する。

第2項 機能、運営、手続きはこの規則を考慮したうえで登山規則2037B.S.（1979A.D）に従う。

ネパール登山規則の改定

今春、ネパールの登山規則が改定された。

これまで、ネパールでの登山では一部（トレッキング・ピーク）を除いて、各国の山岳機関が発行する推薦状が必要とされた。日本では（社）日本山岳協会がそれにあたり、日山協の推薦状をもらうためには、各都道府県岳連への加盟が必要であり、推薦状の発給を受けるには2ヶ月という時間も必要だった。改定に伴い、今まで全隊員の詳細な個人データ（バイオデータ）が必要であったが、隊長以外は氏名とパスポート番号、国籍だけになり、大きく簡素化された。昨今ネパールでの登山隊の大きな部分となった国際公募隊の実情にも適い、大幅な規制緩和といってよい。

反面、今までサガルマータ国立公園地域だけだった、ゴミ処理のための供託金制度がネパール全土で実施されることになり、酸素ボンベ、登山装備などは再輸出ゴミと定義され、ゴミ処理の方法も定められた。

尚、登山規則の全文（英文）は日山協事務局まで問合せ願いたい。Eメールでの配信も可。

（社）日本山岳協会

〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸体育館内

Tel 03-3481-2396 Fax 03-3481-2395

E-mail : jma@japan-sports.or.jp

(樣式-1) Schedule-1 (Relating to sub rule (1) of Rule 3)
Application to be submitted for mountaineering expedition

To,

The Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

I hereby submit an application for permit including following details with a desire to climb the Mountain, having height of.....situated in the kingdom of Nepal, from 20..... to.....,-

1. Name of the mountaineering expedition team:
2. Name, number and passport number of the mountaineering expedition team:
3. Leader of the mountaineering expedition team:
4. Mother-tongue of the team members of the mountaineering expedition team:
5. Name of the country of the member of the mountaineering expedition team:
6. Sponsor of the mountaineering expedition:
7. Purpose of the mountaineering expedition:
8. Name and height of the mountain to be climbed:
9. Caravan route for the mountaineering expedition:
10. Route of mountaineering expedition:
11. Time and duration mountaineering expedition:
12. Tentative number of headman, mountain Guide, high altitude worker, base camp worker and local worker:
13. Number of worker and other people going beyond the base camp:
14. Estimated expenditure and financial source of such mountaineering expedition:
15. Approximate weight of the equipment to be used and their number:
16. Medium of contact in Kathmandu:
17. Name and address of the Trekking Agency making necessary arrangement for the mountaineering expedition:
18. Means of transport for the mountaineering expedition equipment,-
 - (a) Outside the Kingdom of Nepal:
 - (b) Within the Kingdom of Nepal:
19. Nature of means of communication to be used and their number:
20. Other Necessary details:

Applicant's

Signature:-

Name:-

Address:-

Mailing Address:-

Office:- (Phone no., Fax, E-mail)

Residence (Phone no., Fax E-mail)

Date:-

Address for correspondence:

Date:

Document to be submitted with application

Map of the area where the mountain is situated

(様式-4) Schedule-4
(Relating to sub rule (1) of Rule-4)

Royalty for the Mountaineering expedition

For The Mount Everest (Sagarmatha)

- (1) The royalty for the mountaineering expedition team not exceeding seven in number from the route other than the general route (Southeast route) shall be fifty thousand U.S. dollar
- (2) The royalty for the mountaineering expedition from general route (Southeast route) for the mountaineering expedition team shall be as follows,-

<u>Member of the mountaineering expedition team</u>	<u>Royalty (U.S.Dollars)</u>
One Member	25,000
Two Member	40,000
Three Member	48,000
Four Member	56,000
Five Member	60,000
Six Member	66,000
Seven Member	70,000

- (3) Other not more than five members may be added in the mountaineering expedition team beyond the number as it is mentioned in clause (1) and (2).

(B) For the other Mountain,-

- (1) The royalty for the other mountain shall be as follows,-

<u>Name of the Mountain</u>	<u>Royalty for up to</u>	<u>Royalty for</u>	<u>each additional</u>
	<u>seven members</u>		<u>member</u>
	<u>(U.S.Dollars)</u>	<u>(U.S.Dollars)</u>	
Above 8000 meter (other than Mount Everest)	10,000	1,500	
From 7,501 meter to 8,000 meter	4,000	500	
From 7,001 meter to 7,500 meter	3,000	400	
From 6,501 meter to 7,000 meter	2,000	300	
Less than 6501 meter high mountain	1,000	200	

- (2) Other not more than five members may be added in the mountaineering expedition team beside as prescribed in clause (1).

Note: If there is any change in the royalty amount before receiving the briefing from the Ministry even after one has already paid the royalty under this Regulation, the mountaineering expedition team shall pay the changed amount of the royalty.

北京大学登山隊、ポーロン・リ(7,292m)で雪崩遭難

ニンテン・カンサの登頂を断念して8月20日ラサに下山すると暗いニュースが飛び込んできた。

北京大学の登山隊が中国でシシャパンマ西峰と呼ぶポーロン・リ(7,292m)で、雪崩が発生しアタック隊員の5名全員が巻き込まれ遭難したと云う。

短い期間の中での情報収集だったので詳細は分からないが、断片的に知り得たことをまとめると以下のようなものである。

- ①登山隊は北京大学隊である。
- ②7月中旬に北面から15名で入山。そのうちの3名は下山し、12名で登山していた。
- ③キャンプは、BC、ABC、C1、C2、C3と展開し、C3(6,600m)がファイナルである。
- ④8月7日、5名がC3を出発して頂上アタックに向かった。6,800m上で雪崩が発生、6,800m付近で5名全員が埋没した。
- ⑤連絡を受けた中国登山協会では、王勇峰交流部長、技術部の羅申を捜索に派遣。ラサで、ニンテン・ピンゾー、小斉米、ニマ・ツェリンらと合流し、現場に向かった。結局、3名は発見したものの2名は行方不明のままとなった。

■雪崩遭難事故の背景

中国人による高峰登山は、1954年に開始され、それ以降旧ソ連の指導を受けながら、次々と高峰へ挑戦していったが、それは、中華人民共和国の成立の流れの中で、国家の一組織として「仕事」としての登山であった。現在の老登山家のほとんど全ての人がこの流れの中にあった。現在ではこの流れは変革し、チベット登山隊などの極わずかな特殊なケースだけが残っているだけである。

一方、1990年代に入り、いわゆる一般の登山者としての「大学登山隊」が勃興してきたが、これはほとんどの国に見られる、アマチュア登山の初期の段階の典型である「エリート」による登山への関心の高まりである。だが、日本のように「冬山登山」の場のない中国では、雪山＝高峰となってしまう。日本のように「冬山」で雪の訓

練をし、その恐さを十分に体験した上で「高峰の雪」と対峙できればよいのであるが、残念ながら今の「大学生」中心の中国のアマチュア登山では「雪」の体験即ち「高峰の雪」となってしまうのである。この結果、当然のことながら体験回数は少ない訳であるから「雪」のもつ様々な形態を知る機会が少ないまま、高峰の雪に向かうことになってしまうのである。

もとより高峰登山には「雪崩」と「高山病」の二大遭難原因があることは、日本では50年の歴史をまとめて総括されている。果して中国の大学生たちは、高峰登山を先行実践している、日本や欧米の事故について調査などしているであろうか。

技術的な面でもロープの結び方や固定ロープの設置はもとより、クレバス転落の場合の脱出技術、滑落停止など高峰登山で必要とされることは数多くある。

登山は自然を相手の活動である。スポーツと異なり、ルールもなければ観客もいない。知識の吸収と体験の積み重ねが不可欠な高峰登山の中でも、「雪」に関することは、その中心におかれなければならないだろう。北京大学の事故がそれを物語っている。(文責：山森 欣一)

尚、ポーロン・リは、1982年5月17日、大分県山岳連盟隊(伊東享隊長ら14名)の江藤幸夫(38)、和田実(32)両隊員が北東稜から初登頂に成功したが、下山中C4(6,700m)上で和田が滑落行方不明となった。



パドマナブ

—— 慈悲深き神 ——

インド・日本合同東カラコルム登山隊総隊長

ハリッシュ・カップディア

インド側5名、日本側5名からなる登山隊が今夏、東部カラコルムを2ヶ月延550キロに及ぶ山と谷を結ぶ、寒りの多い横断に成功した。2.5トンにもなった食料と装備を55頭のラバの背中に乗せてスタートした登山隊は、雪と寒気にさらされた35日間の氷河上の行動も、けが人も病人も出ずことなく（ポーター一人を例外に）やり遂げた。

今回の成果

遠征隊は歴史的シャイヨーク河を溯り、五つの峠、二つの大きな氷河を横断、未知なる氷原の探査と難峰パドマナブ（7030m）の初登頂を成し遂げ、ヌブラ谷（シアチェン氷河）を下降して帰途に就いた。

1. 昔の中央アジア交易路冬季ルートをこの50年間ではじめて遠征隊としてたどってカラコルム峠にたどり着いた。

2. 印中国境のカラコルム峠に許可を得て初めて外国人が到達した。（1997年に英国の写真家が到達している）日本人は93年ぶりの到達である。（編注：日本人としては1907年の日野剛、09年第2次大谷探検隊橋瑞超、野村栄三郎がこの峠を越えている。）

3. 遠征隊は1929年以来初めてイタリア人の峠を越えて中央リモ氷河、テラム・シェール氷河を横断した。（2000年にインド隊は峠に達したが越えてはいない。）

4. これまでリモI峰等から俯瞰されたことしかなかった高峰とそれを結ぶ鞍部に囲まれた、標高6200mに広がるテラム・シェール氷河の広大な氷原にH・カップディアと林原隆二が初めて到達した。

5. テラム・シェール氷河の氷原に残された最も高い未踏峰パドマナブ（7050m）の初登頂に6月25日、坂井広志日本側隊長と棚橋靖隊員が成功した。

遠征隊は1986年以来インド隊以外ではじめて、紛争地帯に広がるシアチェン氷河をたどって帰還した。日本隊としてインド側の許可でこの氷河に入域したのは初めてのことである。（1970年代から83年まで、この地域に入った日本隊は全てパキスタンの許可によるものである。）

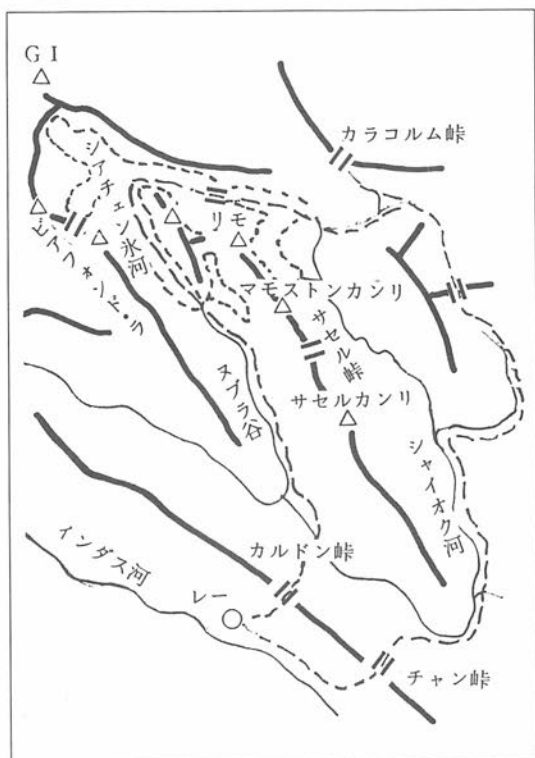
I. シャイヨーク河をたどりカラコルム峠へ

5月11日遠征隊はジャム&カシ米尔州ラダックのレーに集結、続く4日間を高所順応に当てた後、チャン峠（5335m）を越え、これから2ヶ月間のトレックで再奥の定住村となる、シャイヨーク河が流れを南西から北西に大きく屈曲した地点にあるシャイヨーク村（3680m）を車で目指した。

昔の中央アジア交易路の冬季ルートはシャイヨーク河に沿って進む、数多くの渡渉が必要であり、11月から翌年の5月上旬までの渇水期の間だけしか通過できない。シャイヨーク部落を出発してからの7日間で、私たちは27回もの、非常に冷たくて速い流れを、互いにスクラムを組んで渡渉した。2.5トン近い荷物は、55頭のラバの背に担がれ、8人のクマオン・ポーター。4人のシェルパ。4人のラダック・ポーターが遠征期間を通じて雇われた。

5月17日、私たちはサセル峠から続く交易路の夏ルートをたどり、チョン・ジャンガル（3690m）を通過してムルゴ（4550m）に到着した。チャン・チェモ川のゴルジェを通過し、東流してシャイヨー

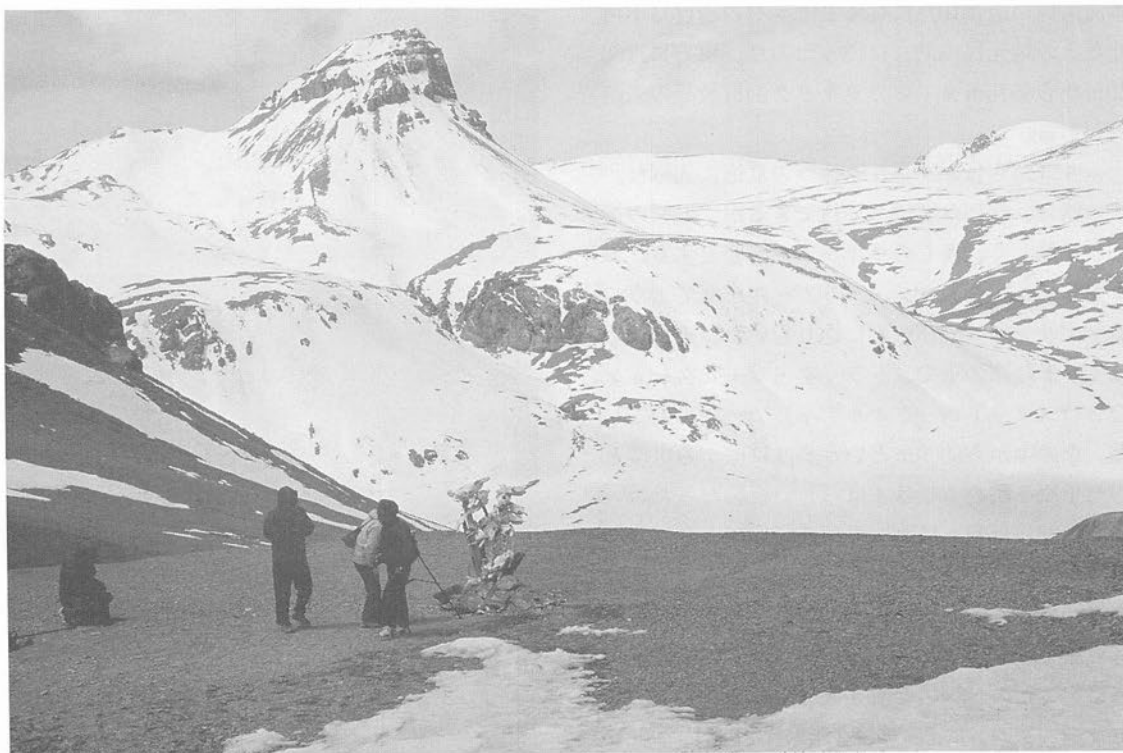
▼遠征ルート概念図



ク河本流に注ぐガルワン川を渡る。何れも1962年の印中紛争の時には中国軍がここから侵入してきてガルワン谷では大きな戦闘があった場所だ。東岸にあるクグルン（6568m）から続く山稜が実際のインドと中国の国境を形成しており、国境が画定されていないこの地域は長い間登山者たちには入域を許可されなかった。そして我々は初のカラコルム峠への全ルートの通過を許可された国際隊なのだ。

シャイヨーク河の対岸には、かつて英国人たち渡渉を嫌って作ったラバ路がところどころに観察できる。険しい崖ではダイナマイトも使って切り開かれたこの路も今では通る人はいないし、もちろん今は通行不能となっている。

この路は1899年にラスール・ガルワンと英国統合参謀本部弁務官らによって踏査された。彼らは、シャイヨーク河から東に流れるチャン・チェモ川を通過できるルートの偵察を任せられ、彼の主人（シャヒブ）と共に未知なる川、谷を探った。それでこの谷をガルワン谷という。西洋の地図に珍しく、この谷には地元の探検家の名前が冠せられた。1962年、中国軍部隊はガルワン谷のインド軍



▲カラコルム峠にて

を襲い、印中紛争の火蓋がこの谷から切って落とされたのだ。

ガルワンは主人を通じて英国人を知り合い、使用人の一人ながら励まされた。アメリカ人のロバート・バレットが「シャヒブの召使」という自伝を書いているが、そこには当時のキャラバンの生き生きとした風景、シャイヨーク河の当時の様子などがつづられ、遠征の様子などを知るのに重要な手がかりを与えてくれる。

3日目にチャメドを過ぎると、路は穏やかになりシャイヨーク河の水量も落ち、渡渉が楽になってきた。

5月20日、古代の城跡の下、マンダルタンの平原が見渡せるヨーグラックに泊まった。この城跡は、その昔モンゴル帝国のチュジ・カーンによるラダック侵攻を防ぐために建設されたという。城跡の北西、ヌブラ谷の夏村へとつづくシャクパ・クンザン谷にも同じような城跡があり、この二つの砦がラダックをモンゴル帝国の侵攻から防いだ。

5月23日、スルタンの泉で宿泊した。ここから先は、シャイヨーク河本流を離れ、ムルゴ・ナラの合流点で東へ進み、ムルゴへの夏道に入った。本流沿いの道は10月になるまでラバの通行は不可能だとの地元民の助言に従ったのだ。東方には6820mから6575mまでのカタキリク山群最高の未踏峰がある。

ムルゴからはカラコルム峠への夏道に入った。この路は、壮観な展望が期待できるが、通常の道よりは難しく、多くのサポートを必要とする。カロン・チュミク、カジ・ランガールを経てようやくデブサン峠(5415m)に辿り着いた。そこからはインド陸軍の軍で、トラック・ジャンクション、DBO(ダラトベグオルディ)で一夜を過ごした。車の中から5300mという高度に広がる広漠とした平原を眺めるのはすばらしい経験だった。

5月28日は我々にとって意義深い日となった。日本人にとっては93年ぶり、インドにとっては独立後初めて外国人が正式な許可で(1997年の英国写真家をのぞいて)、印中国境、昔のカラコルム峠に立ったのだ。私たち3人(カッパディア、フゼファ、ダム)にとっては2年ぶり2回目、ムトッブ・チョウハンは、ゴバ家族3世代がこの峠に立っ

たことになる。

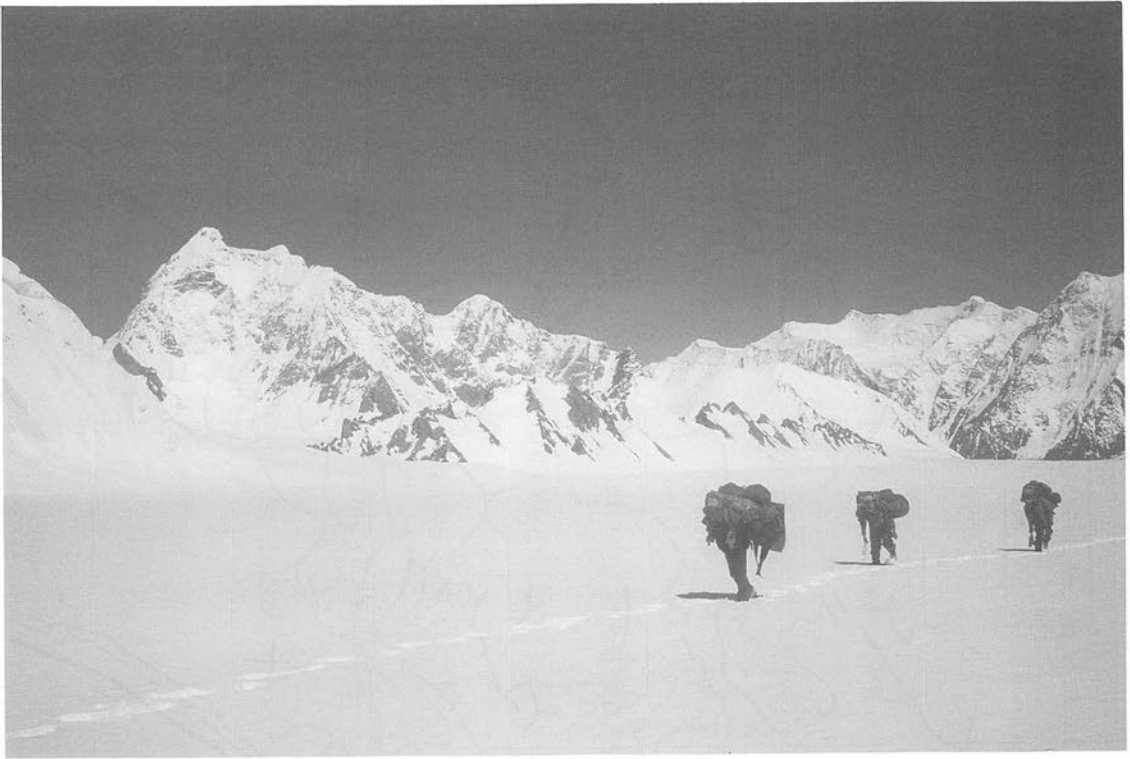
峠からの帰途、歴史的な遺物、ヤルカンド人によって嵐や強風を避けるために作られた、土の避難所に立ち寄った。避難所の近くの石には記念のサインが彫ってある。「Visser 1935」オランダ人の探検家C・フィッサー博士の記念碑の隣に、同じようにして一つの記念碑を彫った。2000年に一緒にこの峠に来た仲間のカイヴァン・ミストリが、すぐその後の8月27日にシャイヨーク河で命を落としてしまった。彼がこの地域の歴史に刻まれていくことは自然なことだ。

DBOからはガブシャンを通り、リモ氷河へと向かった。5月30日、中央リモ氷河上のモレーンに私たちは第1BC(4850m)を建設した。ラバ達はここから返され、おおよそ2トンの荷物は、これから10名の隊員と、スタッフに運ばれることになった。



▲ 2つの碑

▼テラム・シェール氷河を行く。左後方はパトマナブ



Ⅱ. 中央リモ氷河からイタリア峠、テラム・シェール氷河へ

シャイヨーク河を横切って、我々はカラコルムの氷河をたどるには少々早いシーズンにこの寒気の厳しい氷河に到着した。雪の上に立てられた前進キャンプ隊員とスタッフは、腐った雪を避けるために午前3時に重い荷物を背負って出発、お昼には帰幕した。私達はイタリア人の峠に到達するのに3つの前進キャンプを建設した。まず、中央リモ氷河のモレーンにトラバースして氷河の半ばまでのぼり、それを越えて雪面を登る。二つの氷河が合流して印中の国境となる北リモ氷河の急な突端近くを通過した。

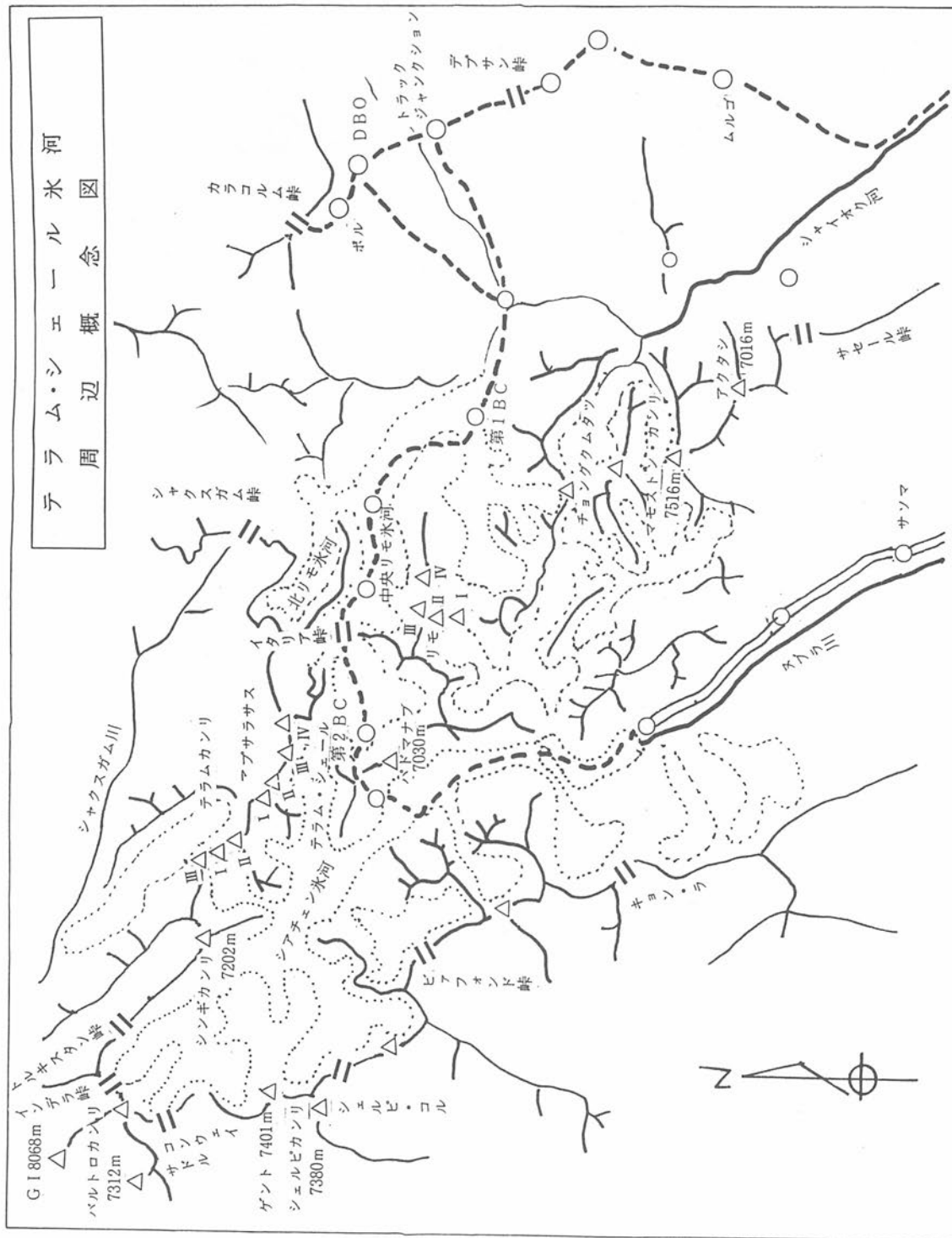
第4キャンプはイタリア人の峠直下に5750m説明。第一BCから活動を開始して16日後の6月15日にイタリア人の峠(5920m)を西に越えてテラム・シェール氷河へ下降し、第二BCはパドマナブ峠のふもと5650mに建設された。荒れた天気と腐った雪に悩まれたにもかかわらず、隊員とスタッフは膨大な隊荷を目標の山の足元まで運び上げることに成功した。

中央リモ氷河とイタリア人の峠の訪れた記録はわずかだ。イタリアのフィリッポ・デ・フィリッペが1913年に地理的な探検のためにリモ氷河を訪れたのが最初で、続いて1929年、若き学者のG・ダイネリがシアチェン氷河を訪れた。氷河上で行動していた時に、ヌブラ川が氾濫を起こし、シアチェン氷河からの退路を断たれたダイネリは、フィリッペの記録を頼りにテラム・シェール氷河に登り、400人のポーターを引き連れて峠を越えて中央リモ氷河に達し、サセル峠を越えて文明の世界への帰還を果たした。この時に、テラム・シェール氷盆と中央リモ氷河の間の峠に「イタリア人の峠」の名を冠した。二人のイタリア人探検家の後、この峠に達したのは71年後のH・カップパディアら3名のインド人であった。それから2年後、初横断から73年ぶりに印日合同隊によりイタリア人の峠が再び横断されたのだ。

Ⅲ. テラム・シェール氷河の初探査

第二BCからは二つの計画があった。ひとつはパドマナブの初登頂を目指して6,250mにアタックキャンプを設けること。もうひとつはH・カッ

河 氷 図
ル 一 念
エ 概
ム・シ 辺
リ 周
テ



パディアと林原隆二隊員、そして3人のクマオン・ポーターによる、目標を南に転じての、広大なテラム・シェール氷河の探査である。

この氷河は標高5650mから6250m、長さ16キロメートル、幅10キロメートルに及ぶ大氷原であり、周囲は最高峰パドマナブを含む多くの峰と、深く切れた鞍部で囲まれ、南にテロン谷、西にシアチェン氷河を俯瞰する。東はイタリア人の峠によって中央リモ氷河と隔てられている。

この特徴的な地形が最初に写真に収められたのは1985年にリモI峰(7,385m)に北テロン氷河から挑んで失敗した英国のステファン・ベナブルスによってである。その後、他の隊によって写真に収められ紹介されたが、1998年にビュジャン(6560m)がインド隊によって登られただけである。

6月21日に出発した一行は、3日間かけて上部テラム・シェール氷河に達し、一つの鞍部に上ることにより目的を達した。上部テラム・シェール氷河は6862m、6854m、6855mら多くの同様の峰に囲まれ、ここにキャンプを張ったなら数多くの初登頂の栄冠を得るチャンスがあるだろう。4日

後、一行は第二BCに帰着し本隊と合流した。

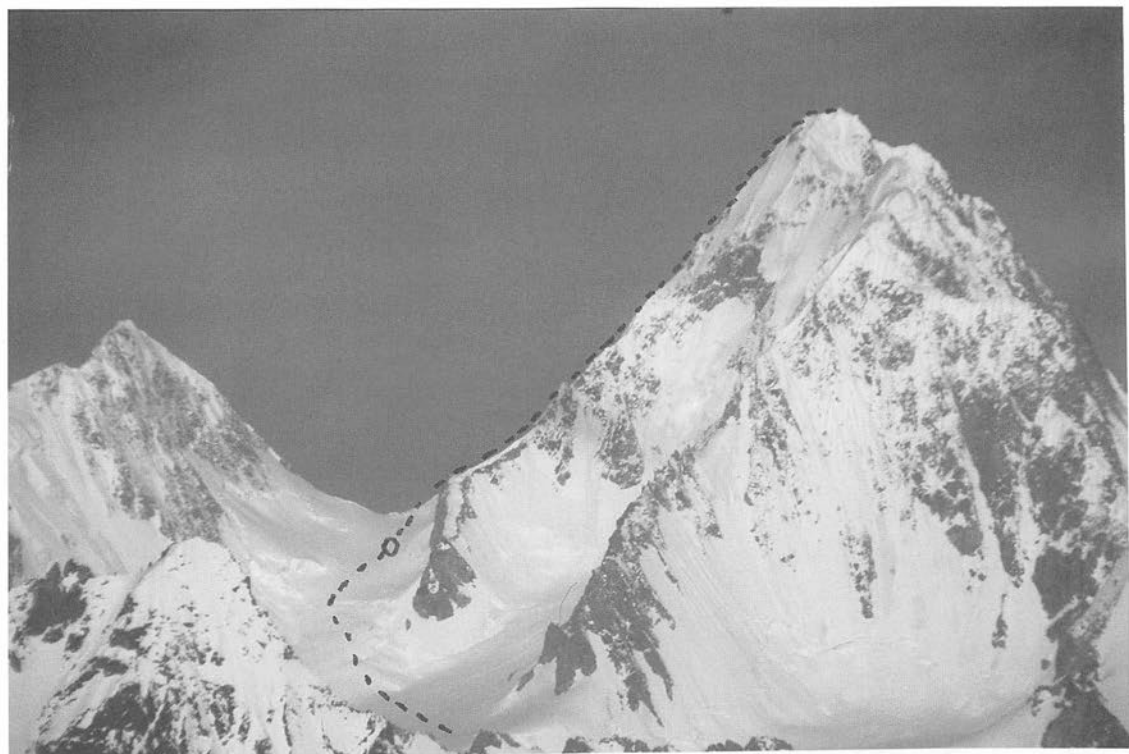
IV. パドマナブ初登頂

日本側の坂井広志隊長は、同峰の初登頂を狙う登攀隊長として隊を二つに分け、パドマナブの南稜に固定ロープを張った。東に衛星峰を抱いて急峻に突き上がるその山容は、まるでネパールの怪峰ジャヌーヤ、ガルワールの女神ナンダ・デヴィを思い起こさせる。

最初の二日間で、棚橋、ダムの両隊員は不安定な天候のなかで、困難な場所に5本のロープを固定した。6月21・22日は坂井隊長とチョウハン、ムゼファ、福和田がルート工作し、中でも坂井とチョウハンが頑張って6700mまでルートが完成した。6月23日に第二BCに隊員が集まり、二つのアタック隊が決まった。第1次アタックの坂井隊長、棚橋隊員、ダム隊員がアタックキャンプを24日に建設することになった。

登頂

6月25日、6250mに設けたアタックキャンプを午前4時に後にした3人は、張ってあったロープ



▲パドマナブと登頂ルート

をたどるが、強風に苦しめられた。6時30分、6500mでダムが登頂を断念、キャンプに戻る。坂井隊長と棚橋は更に16ピッチ進み、8時に6750m固定ロープの最高点に達した。3ピッチ更に固定して、そこからスタカットで進む。深い雪に泳ぐような遅々とした危険な登攀が続き、7時間を費やして標高差250mを稼ぎ、2時に二人はジャンクションにトンネルを掘って這いあがった。そしてついに3時10分初登頂に成功した。頂上ではインド・日本・日本山岳会の旗を振り、シアチェン氷河を俯瞰してカメラに収め、カップパディア隊長の子息で印パの紛争の中で非業の死を遂げ、この遠征を捧げる事と成ったナワン・カップパディアの写真を頂に納めた。二人は頂上に40分滞在し下降した。下降中にロープがスタックしたために切断、その後2時間ようやく固定ロープにたどり着いて午後8時、16時間に及ぶアタックを終了した。

坂井と棚橋は共にナンガ・パルバット（8,126m）の登頂者だが、坂井によればこのアタックはスピードとスタミナ、技術が必要であり、パドマナブでは時にあのナンガ・パリバット「キラー・マウンテン」よりも高度な技術が必要とされたとい

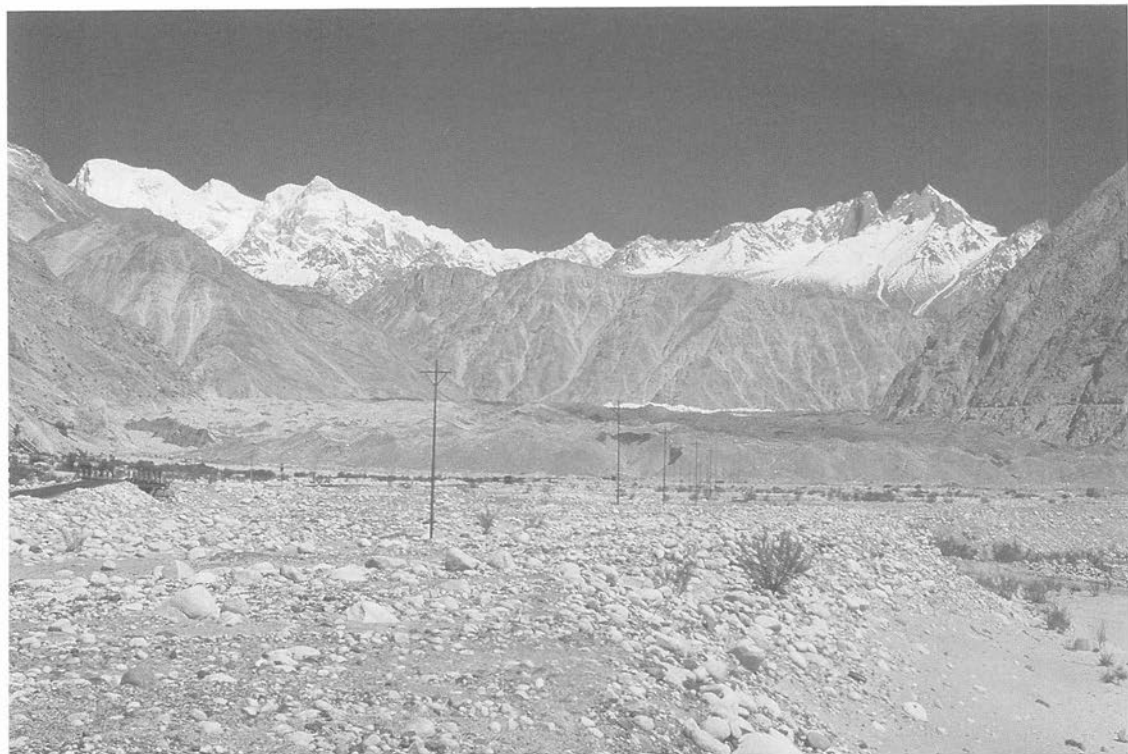
いう。

パドマナブはテラム・シェール氷河を囲む山の中の最高峰で、シアチェン氷河をトレッキングしたインド隊によって1998年に命名された。テラム・シェール氷河囲む山々は全て守りの神「ヴィシュヌ神」にちなんで名づけられている。「パドマナブ」はその普遍の姿の一つだ。間違いなく、神様は我々を裏切りはしなかった。

第2次アタックのチョウハン、ルシャド、福田翌日頂上へのアタックの予定だったが、26日朝からの強い嵐のために、その後の登山活動を断念した。私達は唯一のすばらしい成果に皆満足した。

V. シアチェン氷河を越えての帰還

ダムとムゼファがテラム・シェール氷河の迷路のように交錯するクレバス帯に安全なルートを求めて、第二BCから出かけていった。6月27日、私達は彼らのルートに従って下部テラムシェール氷河のモレーン帯へと無事下降した。私たちの為に特別にアレンジされた15名のラダック人ポーターにより膨大な量の隊荷も運び下ろされ、最寄の陸軍基地（4870m）に程なく到着した。ヴァルニ指



▲シアチェン氷河

揮官他 J & K 州軍に守られ、快適な時をすごしていると、S・K・シン司令官がヘリコプターでお祝いに来てくれた。私達は1911年にブルコックとワークマンが発見したバルティ人の村跡を眺め、それからの3日間で陸軍基地に泊まりながらシアチェン氷河を下降した。

7月1日について氷河の舌端に到達し、すぐさま私たちはこの素晴らしい遠征の成功を感謝するためにお寺へと向かった。この50日間を越える登山中には大きな事故もなく、目的を達成。全てが予定したとおりに進んだ。一週間後にはそれぞれ、ボンベイと日本の文明社会のもとへと帰還した。

私達はシアチェン氷河の環境破壊の現状を観察して、この地の環境を保護する必要性、紛争終結の願いをあらたにした。(翻訳：中川 裕)

インド側隊長ハリッシュ・カッパディア (56)

サティバタラ・ダム (37)

ムトップ・チョウワン (36)

ムゼファ・エレクトリワラ (25)

ルシャド・ナラヴァティ (24)

連絡官 マダハブ・ボロ (30)

日本側隊長 坂井 広志 (45)

林原 隆二 (52)

大江 洋文 (42)

棚橋 靖 (39)

福和田 規 (30)

連絡官 マダハブ・ボロ (30)

シアチェン氷河周辺の主な登山史

1962年 京都大学隊 サルトロ・カンリ (7,742 m) に初登頂

1974年 京都大学隊 K12 (7,469m) に初登頂。

1975年 静岡大学隊 テラム・カンリ I 峰 (7,464 m) II 峰 (7,402m) に初登頂。

1976年 大阪大学隊 アブサラサス I 峰 (7,245 m) に初登頂。

神戸大学隊 シェルピカンリ (7,380 m) に初登頂。

東北大学隊 トルクスタン峠を越えてシンギ・カンリ (7,202m) に初登頂。その後、イタリア峠付近まで踏査。

1978年 鶴城山岳会 リモ山群偵察

関西学生山岳連盟隊 ゲント峰登山

1979年 弘前大学隊 テラム・カンリ III 峰 (7,382m) 初登頂。

五大氷河横断隊、バルトロ氷河からシア

チェン氷河に入りピアフォン峠を越える。

※ ここまでの登山隊は全てパキスタンの許可により登山をしていた。

1980年 インド陸軍隊 アブサラサス I 峰 (7,245 m) 登頂。

1984年 H A J とインドチベット国境警備隊 (IT BP) 合同隊がマモストン・カンリ (7,516m) 初登頂。

1985年 H A J ・ ITBP 合同隊 サセール・カンリ II 峰西峰 (7,518m) 初登頂。

1988年 H A J ・ ITBP 隊 合同リモ I 峰 (7,385m) に初登頂。

1993年 広島山岳会 ・ ITBP 合同隊がアク・タシ (7,016m) に初登頂。

地域ニュース

《中国》

ニンチン・カンサ隊断念

H A J が派遣したニンチン・カンサ隊は、8月17日、樋上副隊長と大神田隊員、H A P 1 名が6,700mまで到達したが登頂は断念した。

ロンライカンリに再挑戦

太田進一（59）総隊長ら7名の同志社大隊はチベット西部のロンライカンリ（ネパール名カンティ・ヒマール 6,859m）の初登頂を目指して8月18日に日本を出発する。同大は1998年8月にもチベット側から同峰を目指したが、雪崩により2名が負傷して断念。今回再起を期す。尚同隊は学術登山隊として水資源の調査も行う。（8／3 京都新聞）

ポーロン・リで雪崩遭難

中国・チベット自治区のポーロン・リ（7,292m）に登山中の中国・北京大隊の5人が8月7日雪崩により遭難死亡した。2人は行方不明。

《インド》

トレイ・サガル断念

斉藤幹司と川崎浩史の2名の東京ヒマラヤ同人隊は、インド、ガルワール・ガンゴトリ山群のトレイ・サガル（6,904m）西稜からの登頂を試みたが、6月18日の6,300mを最高点に断念した。

シッキム政府

カンチェンジュンガ等を登山禁止

1991年、日本ヒマラヤ協会は、永年の夢がかないシッキム側からカンチェンジュンガ（8,586m）主峰の登頂に成功した。その後、シッキム政府への登山料の二重の支払い制度など、費用面などから、魅力がある山がまだたくさんあるにもかかわらず、訪れる隊が少なかった。そうした中でシッキム地域のカンチェンジュンガ主峰、西峰、南峰、

カブルー北峰、パウフンリ、シニオルチュー等の山や、湖、洞窟が、宗教上の理由で昨年秋から登山禁止となった。同じく11の湖や六つの洞窟などが、仏教徒たちの聖域として立ち入りが禁止され、この一帯は再び禁断の地となった。

ヒマラヤから

カラコルム便り

アッサラームレイコム!!

皆様いかがお過ごしでしょうか?（カラコルム近況です。）

私達カラコルム連続登山隊は6月24日ガッシャーブルムBCに雪の中到着致しました。天候が不安の中BC建設、プジャ等を取りおこないました。6月27日からガッシャーブルムI峰（8,068m）峰を目指し登山活動を開始。南ガッシャーブルム氷河は相変わらず悪く、毎度の事ながらヒヤヒヤしながらの通過です。

6月28日は3時起床で、早朝の出発でこのクレバスを突破、C1近く5,800m近くまで往復しました。

6月29日から30日はBCレスト。コンニャクを食べたりバーボンを飲んだり英気を養いました。7月1日、C1へ移動。このガッシャーブルム盆地上のキャンプサイトはまさに灼熱地獄!身も心も干上がってしまうほどのです。

7月2日、C1よりプラトーを1時間程。ガッシャーブルム・ラへ上がるアイスフォールを突破、C2（6,400m）を建設。C1へ戻る。

7月3日、C1よりC2へ移動。C2よりジャパニーズクローワールへ入り、核心部までルート偵察。この時はものすごい風雪の中での行動となりました。

7月4日、予定ではクローワール上部までルート工作を考えていたが、悪天のためにC2に停滞。7月5日、悪天の中C2を出発。ホワイトアウトの中での下降は少々大変でしたが無事BCへ帰幕。

これから数日レストの後、GI登頂を目指します。

未だ正式パーミッションはBCに到着しておら

ず、果たして登頂して良いものか？L.O.はこのことに関してはあまりうるさい事を言っておらず一安心です。

G I 終了後、チョゴリザへ転進します。

4人とも元気にやっております。後は天候と運のみです。インシャーラー!!

野沢井 歩

7月5日 日本ヒマラヤ協会カラコルム連続登山隊2002

ローツェ便り

前略

みなさまのおかげで私達明治大学ローツェ登山隊は無事カトマンズに到着しました。(8月17日)誠にありがとうございました。現在は暑一中、準備に追われており、今月末にはベースキャンプに入り、順次登山活動に入る予定です。全員無事に登頂できますように全力を尽くします。8月20日には一部ルクラヘフライトの予定です。 草々

2002, 8, 19 明治大学ローツェ登山隊2002

速 報

H A J カラコルム連続登山隊は8月5日、4名全員がガッシャーブルム I 峰 (8,068m) の登頂に成功した。しかし、下山中に後藤隊員が高山病となり、チョゴリザは中止した。

トピックス

「高山病」への補足

前号でハケットとローチが医学専門雑誌に発表した「高山病」の抄訳を掲載した。紙面の都合で掲載できなかったことを補足する。

薬に関していくつかの指摘があった。

ラシックス：本論でも現在はあまり使われていないとの論者のコメントがあり(未訳)、70年代には頻繁に使われたこの薬も、現在では慎重論が多い。ダイアモックスとデキサメタゾンの併用：ダイアモックスでは脱水のほかに電解質異常が起こりえるが、特に低カリウム血症が起こることがあり、デキサメタゾン併用でこれが増強される。精神神

経症状が起こることもある。

デキサメタゾン：副腎皮質ホルモン(ステロイド)であり、消化性潰瘍がでやすくなる。高所ではストレス性の潰瘍がでやすいとされており、その使用には注意を要する。特に予防的に使うことについて。薬の使い方に関しては、当然のことながら医師に相談の上で処方してもらう事。尚、本文中に()内に示された薬品名は代表的なもので、他にも同様の薬があります。

抄訳は全文のうち「病態生理学プロセス」等いくつかの部分省略した。興味のある方は「New England Journal of Medicine」のホームページ www.neim.org から有料での入手が可能である。

創立35周年記念行事資金協力者(2)

2002年8月24日現在

〔10口〕稲田定重、酒井國光

〔3口〕伊藤正毅、片岡邦夫、中村武昭、山崎幸二

〔2口〕今村裕隆、桑川章、長繁夫、寺田捨巳、能勢真人、匿名1名

〔1口〕岩渕富士男、上杉純夫、大澤清、岡田伊佐男、亀井正、小室豊、斉藤則子、清水修、清水正雄、善行久親、飛田和夫、西郡光昭、林雅樹、丸山芳雄、三浦敏弘、森秀子、山中芳樹、若尾巻廣、匿名1名

31名

630,000円

総合計 112名、1団体 2,450,000円

東京集会のお知らせ

日 時 9月30日(月)午後7時～
内 容 カラコルム報告
場 所 H A J ルーム(地下鉄有楽町線東池袋下車4番出口から地上に出て右へ徒歩2分)
又は、JR大塚駅下車、都電荒川線の早稲田方面2つ目の東池袋4丁目下車、前方で右に折れて地下鉄出口から徒歩2分)

■ 寸 感 ■

あまりにも多くのスペースを編集するよう理事長からのお達しに途方にくれていたら、今夏、日本山岳会と合同で東部カラコルム遠征を終えたばかりのインドのH・カップパディアから驚くスピードで報告が届いた。これ幸いにと能力不足も帰りみず、本号に掲載した。写真も届き、何とか内容のあるものになったのかと思う。

それにしてもカップパディア氏のこのスピードには恐れ入る。既に来年の登山の準備にでも入っているのか、次々と夢を実現していくためには、この速さこそが命なのかもしれない。

こんな時の流れを感じることでできる遠征が、21世紀にもあるのだ。(中川)

ニンチン・カンサに旅立つ前日、ラサで旧知のローサン・ダワ、成天亮、ドジブ、高謀興、張江援各氏と楽しい一夜を過した。下山してラサに着くとチベット登山協会は新しい体制になっており秘書長には張明興が就任していた。副秘書長には

ニマ・ツェリン氏が。ラサは変わった。(山森)

事務局日誌(8月)

8月10日(土) ヒマラヤ370号発送
8月19日(月) カラコルム隊2名帰国
8月25日(日) ニンチン・カンサ隊帰国
8月26日(月) 東京集会(15名)

ヒマラヤ No.371 (10月号)

平成14年9月10日印刷 14年10月1日発行

発行人 山森欣一

編集人 中川裕

発行所 日本ヒマラヤ協会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-2-7
萬栄ビル501号

電話 03-3988-8474

郵便振替 00100-6-48954「日本ヒマラヤ協会」

東京新聞の山岳書 東京新聞出版局

〒108-8010 東京都港区港南2-3-13
TEL: (03) 3740-2674(直)
<http://www.tokyo-np.co.jp/>

最新 クライミング技術

ジム・グレンのフリークライミングからマル・デ・ラ・アル・バウ・ビッグウォールまで、すべてのクライマー必読の書。二ひきの技術を単なるモデルとしてではなく、その意味や選択基準までを含めて詳しく解説。実践的なクライミングのポイント、心構えなども細かくトクハツ。

菊地敏之 著

1600円

山小屋の主人の 炉端語

著名な山小屋の主人たちが宿泊の登山者に炉端で語る人話の取っ置きのお話。

工藤隆雄 著

1500円

すぐ役立つ 山の花学

「飛騨高山の花博」として知られる著者の、山の花見術入門書。

小野木三郎 著

1456円

すぐ役立つ 山の気象と救急法

山の気象避難を回避するための天気判断と、事故対策に役立つ救急法を平易に紹介。

飯田睦治郎
桜井博幸 著

1359円

すぐ役立つ 記念日の山に登ろう

人それぞれの記念日の日付と標高が一致する山はどこに。

石井光造 著

1300円

北アルプス やまびと物語

「岳人」に3年余り連載した「山人探訪男達の賦」に加筆、登山をより楽しむための一冊。

柳原修一 著

1456円

北アルプス 山小屋物語

歴史を刻んできた66軒の山小屋をめぐる山と人の物語。

柳原修一 著

1456円

花と歴史の50山

「花と歴史の山旅」の第2弾。花の山々を訪れた珠玉のエッセー集。

田中澄江 著

1359円

改訂増補 六十歳からの 日本三百名山

60歳から13年間で三百座を踏破したスーパ―お爺さんの山行記。

田中三郎 著

1456円

新・山靴の音

選歴をむかえた著者が山への思いと、山の仲間との交遊を綴る。

芳野満彦 著

1262円

中高年登山 なんでも百科

「登山に年齢はない」と主張する著者が、より安全により快適に登山を楽しむよう、中高年登山の虎の巻。

福島正明 著

1500円

登山の 運動生理学百科

「どうしたら合理的で安全な登山ができるのか」を、ヒマラヤなど高所登山実績を踏まえて分かりやすくまとめた。

山本正嘉 著

2000円

山書散策

今まで数多く発刊された山書、何を読んだらいいか。そんな時の指針として「岳人」連載時から好評。

河村正之 著

1500円

※本体価格に消費税が加算されます。

THE GAMOW BAG



高山病対策の必携品

ガモフバッグとパルスオキシメーターのレンタル開始!

加圧しただけで約2000m下山したのと同じ環境を作るガモフバッグ、高山病診断、予防のためのパルスオキシメーター。高所を目指すあなたをそろって力強くサポートします。

- ガモフバッグ(携帯用高压バッグ/総重量6.7kg)
- パルスオキシメーター
(血中酸素飽和度測定装置/重量380g/単3乾電池4本使用/携帯型)

総代理店：日本メディコ株式会社

レンタル・販売問い合わせ先：株式会社 ティ・エッチ・アイ

〒135 東京都江東区木場2-5-7 KHビル7階

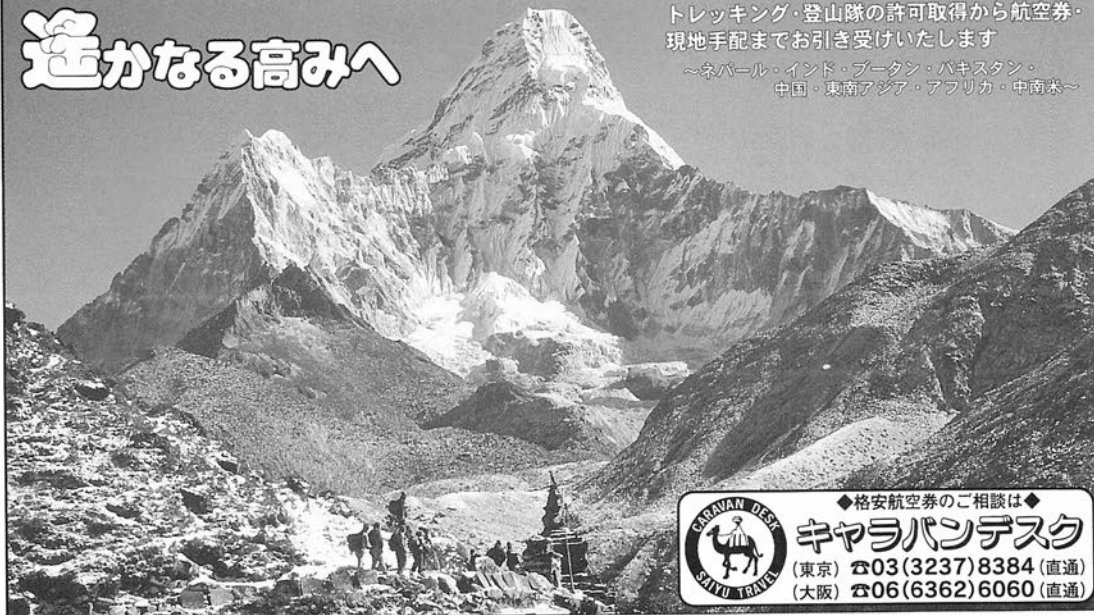
TEL: 03-5245-0511 FAX: 03-5245-0510

(隊荷の輸送、航空券の手配などもお任せください。)

遙かなる高みへ

トレッキング・登山隊の許可取得から航空券・現地手配までお引き受けいたします

～ネパール・インド・ブータン・パキスタン・
中国・東南アジア・アフリカ・中南米～



◆格安航空券のご相談は◆
キャラバンデスク
(東京) ☎03(3237)8384 (直通)
(大阪) ☎06(6362)6060 (直通)

トレッキング・海外登山・シルクロード・秘境旅行のバイオニア ■本

社/〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-3-1



株式会社 西遊旅行

国土交通大臣登録旅行業第607号・日本旅行業協会正会員

■大阪営業所/〒530-0026

岩波書店アネックス5F

☎03(3237)1391(代) FAX 03(3237)1396

大阪市北区神山町6-4 北川ビル5F

☎06(6367)1391(代) FAX 06(6367)1966

西遊旅行ホームページ (<http://www.saiyu.co.jp>)

お問い合わせ・お申し込みフリーダイヤル
(通話料無料)をご利用下さい。

☎0120-811395

ヒマラヤへの装備

●遠征隊の装備、相談にのります。



Mt. EXPEDITION SHOP ICI ISHII SPORTS

●登山本店／〒169-0073 東京都新宿区百人町2-2-3 ☎03-3208-6601
 ●新宿西口店／〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-16-7 ☎03-3346-0301
 ●神田登山店／〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-6-1(タキビル2F) ☎03-3295-0622
 ●神田本館／〒101-0051 東京都千代田区神田小川町3-10 ☎03-3295-3215
 ●八王子店／〒192-0081 東京都八王子市横山町3-12 ☎0426-46-5211
 ●大宮店／〒330-0802 埼玉県さいたま市宮町1-37 ☎048-641-5707
 ●高崎店／〒370-0831 群馬県高崎市新町5-3 ☎027-327-2397
 ●川越店／〒350-0045 埼玉県川越市南通町14-4 ☎0492-26-6751
 ●甲府店／〒400-0814 山梨県甲府市上阿原町481-1 ☎055-221-0141
 ●宇都宮今泉店／〒321-0962 栃木県宇都宮市今泉町1560 ☎028-639-9650
 ●太田高林店／〒373-0825 群馬県太田市高林東町1386 ☎0276-38-0620
 ●松本店／〒390-0874 長野県松本市大手3-4-24 ☎0263-36-3039
 ●長野店／〒380-0825 長野県長野市末広町1356 ☎026-229-7739
 ●新潟店／〒950-0087 新潟県新潟市東大通2-5-1 ☎025-243-6330

●新潟とやの店／〒950-0982 新潟県新潟市堀之内南1-16-52 ☎025-241-5134
 ●仙台店／〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-1-8 ☎022-297-2442
 ●秋田広小路店／〒010-0001 秋田県秋田市中通1-4-5 ☎018-884-1771
 ●盛岡大通店／〒020-0022 岩手県盛岡市大通1-10-16 ☎019-626-2122
 ●札幌店／〒060-0062 北海道札幌市中央区南二条西4-8 ☎011-222-3535
 ●北十二条店／〒001-0012 北海道札幌市北区北十二条西3-5 ☎011-747-3062
 ●伏古店／〒007-0861 北海道札幌市東区伏古一条4-1-45 ☎011-787-0233
 ●平岡店／〒004-0874 北海道札幌市清田区平岡四条1-43-9 ☎011-883-4477
 ●外商部(メールオーダー係)／〒169-0073 東京都新宿区百人町2-2-3 ☎03-3200-7219



ICI 石井スポーツ

事務所／〒169-0073 東京都新宿区百人町1-4-15 ☎03-3200-1004